

社会福祉法人 海光園

役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人海光園(以下「当法人」という)定款第21条および第8条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第16条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表1の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、各号による報酬等の区分に応じて定

める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 6 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 7 月及び 12 月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により計算金額に端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給基準として公表する

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、令和 8 年 6 月 18 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円 以内とする。
常務理事	月額 800,000 円 以内とする。ただし、当分の間就業規則・給与規定を適用する。
理事	月額 就業規則・給与規定を適用する。

別表 2 (常勤役員等の賞与)

7 月の賞与	従業員の支給基準を適用する。
12 月の賞与	従業員の支給基準を適用する。

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

$\text{最終報酬月額} \times \text{役員としての在任年数} \times 1.0$

* 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割とする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	25,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

社会福祉法人 海光園 評議員選任・解任委員会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人 海光園 定款第6条3項の規定に基づき評議員選任・解任委員会(以下「選任等委員会」という)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 社会福祉法人 海光園(以下「当法人」という)選任等委員会は、評議員の選任及び解任を行う。

(選任等委員会の構成等)

第3条 選任等委員会の委員(以下「委員」という)は理事会が選任する。

2 選任等委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む)の業務執行する者又は使用人

(2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族

3 委員会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期及び改選)

第4条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 委員の改選に当たっては、この規定に従い、理事会において新たに委員を選任する。ただし、再任を妨げない。

(委員に欠員が出た場合の措置)

第5条 委員が欠けた場合には、速やかに第3条に基づいて、新たな委員を選任しなければならない。

(委員の解任)

第6条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現任数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の報酬等)

第 7 条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て、理事長が決める。

3 委員には、その職務をおこなうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て、理事長が決める。

(招集通知)

第 8 条 理事長は、選任等委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各委員に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく選任等委員会を開催することができる。

(評議員候補者名簿の提出及び情報提供)

第 9 条 理事会は選任等委員会に次項で規定する事項を記載した評議員候補者名簿を提出する。

2 理事長は選任等委員会に対して、前項の候補者の氏名、年齢、住所、経歴、現職(兼職状況を含む)、社会福祉法人第 40 条の規定に該当しない旨及び当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

3 理事長は、選任等委員会に対し、次の情報を提供しなければならない。

(1) 評議員会の権限

(2) 評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容

(議長)

第 10 条 選任等委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第 11 条 選任等委員会は、理事会より提出された評議員候補者について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第 12 条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、選任等委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 選任等委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 選任等委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(選任等委員会の決議方法)

第 13 条 選任等委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。

2 前項前段の規定にかかわらず、前条に規定する評議員の解任については、出席委員の 3 分の 2 以上をもって行わなければならない。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第 14 条 選任等委員会は、議事終了後速やかに、議事録を作成し、出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録の保存期間は 10 年とする。

(細則の改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(事務局)

第 16 条 委員会の事務局は、当法人の本部がこれに当たる。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。